



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



所長
上川路 長生

ごあいさつ

初志貫徹

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様の企業のご繁栄を心からお祈りいたします。

今年の干支は申(さる)です。申は災難や悪運が『去る』に通じる縁起のよい新年の幕開けにふさわしい吉祥の動物で、特に今年の申は丙申で大変革の時期にあたります。申年にちなんで果敢に挑戦して大躍進の年にしたいものです。

いつものように今年も、4日朝9時にグループ全員で荒田八幡宮に参拝して、信頼される事務所づくりができるようにと願ってきました。そして下荒田の事務所で一年の抱負を発表して、今年の着実な前進を全員で誓いました。官公庁や団体企業でも仕事始めの式典があり、一年のスタートです。企業トップの年頭のあいさつでは、地方創生による景気回復の実感が乏しい厳しい環境の中で、地域への貢献に尽くすようにと社員に期待をこめていました。

今年は多くの選挙で『政治決戦』の年といわれています。早くも4日には、通常国会が召集されて開会しました。夏の参院選挙をいらい重要法案が目白押しで、与野党の激しい論争の攻防が始まりました。首相は年頭記者会見で国会を『未来へ挑戦する国会』と位置付け、夏の参院選の争点に憲法改正を掲げる意向を明らかにしたのです。順調な内閣の支持率を追い風にして、安倍一強といわれて強気の政権運営を続けています。首相は「衆参同時選挙は全く考えていない」と繰り返し答弁していますが、長期政権を担う切り札となっているだけに、与野党ともに『ダブル選はある』との見方があって緊迫した国会になりそうです。

昨年一年間の世相を一字で表す漢字が、京都の清水寺で発表され、選ばれたのは<安>で、安全保障関連法に国民の関心が高まったことや、世界に頻発するテロが人々を不安にさせたことが理由に挙がりました。2位は<爆>3位は<戦>でそれぞれ『爆買い』と『戦後70年』などが印象に残っていたようです。<安>について首相は、「今年はテロや災害が多く続きました。政治の責任として国民の安全をしっかりと守り抜いていきます」と強調していました。

年末年始の楽しみは、スポーツをテレビ観戦して覇風の選手を応援することです。ワールドカップの日本代表は、世



第195号

目次

ごあいさつ “初志貫徹”	…1P
税務カレンダー	…2P
2016年1月の経理・税務チェックリスト	…3P
新春懇談会・KMCセミナー(社福編)のご案内	…3P
会計・税務のQ&A “平成28年1月 ジュニアNISAの 未成年者口座開設の申請手続きが開始されます”	…4・5P
“「財産債務調書」の提出制度が創設されました”	…5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
職員コラム 今月の担当: 南條 靖弘	…6P
お客様情報 “サービス付き高齢者向け住宅 架け橋 デイサービス 架け橋”	…7P
随想 “『まねる・まなぶ・まさる』上川路美恵野”	…7P
所内ニュース “初詣”	…8P

界のラグビー界に劇的に進化を印象づけた大会となりました。五郎丸歩選手をテレビで目にしない日はないほどのスーパースター誕生です。澤穂希選手が今季限りでの引退を表明しました。女子サッカーといえば澤穂希で15歳で日本代表入りして、20年以上にわたって女子サッカーを牽引してきました。長いキャリアのハイライトが世界の頂点に立った2011年のドイツW杯でした。W杯での優勝は東日本大震災後の沈滞した国民の心に勇気の灯をつけてくれました。「悔いのないやりきった最高のサッカー人生だった」と語っていました。今年の箱根駅伝で圧勝で2連覇したのが青学大です。黄金時代の到来を告げる一区からゴールまでトップを譲らないという39年ぶりの完全優勝でした。ラグビーと女子サッカーの日本代表そして駅伝の青学大に共通しているのは、名伯楽の存在です。ラグビーのエディー・ジョーンズ前ヘッドコーチ、女子サッカーの佐々木則夫監督、青学大の原晋監督の存在なしでは、今日の栄光はなかったはずで

今年の4月には、3会計事務所法人を立ち上げて積極的に事業を展開していくつもりです。鹿児島で仕事を始めて38年、変革の時を迎えました。私どもは初心に帰り、3会計事務所共通の高い目標に向かって、固い結束で達成してまいります。今年もよろしくお祈りいたします。

(平成28年1月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



11月決算会社申告書提出

2016年1月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1  2 元旦	
3	4	5	6	7	8	9
10	11  12  13	14	15	16 新春懇談会		
17	18	19 KMC セミナー 	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31 	2/1 	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6

2月1日まで

- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 2月決算法人 第三四半期分
 - 5月決算法人 第2四半期分
 - 8月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出

1月12日まで

- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

本年最初に給与の支払を

受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

1月中の市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

マイナンバー制度が開始

いよいよ1月からマイナンバー制度が開始され、税や社会保険の手続きなどでマイナンバーが利用されるようになります。マイナンバー制度では、適正な安全管理措置が求められていますので、取得や保管・破棄等の流れを今一度確認しておきましょう。

還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、還付も早く受けられますので、早めに申告を行きましょう。

固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。平成28年分からは、原則として扶養控除等申告書に個人番号の記載が必要となります。その他改正により、一部様式も変更されています。個人番号記載に係る本人確認や必要事項の記載漏れがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。



上川路会計事務所 主催

たくさんのお申込み
ありがとうございました！

新春懇談会のご案内

日時 平成28年1月16日(土)

講演会 16:30~18:30

(受付開始16:00~)

特別講演 『無敵の経営』

株式会社アクティ 代表取締役 清水義昭 先生

懇談会 19:00~21:00

(受付開始18:30~/開場19:00~)

会場 鹿児島サンロイヤルホテル

講演会 : 2Fハイビスカス

懇談会 : 1Fエトワール

会費 講演会会費 1,000円/人

懇談会会費 4,000円/人

当日受付にてお支払ください。



(有)上川路マネジメントセンター 主催

第21回KMCセミナー(社福編)

『社会福祉法人の

決算実務と経営分析』

講師 上川路美恵野会計事務所

所長 上川路 美恵野

日時 平成28年1月19日(火)

14:00~16:00

(受付開始13:30~)

会場 鹿児島ビル9F大会議室

会費 資料代 4,000円/人

(関与先・セミナー会員 2,000円/人)

当日受付にてお支払ください。



会計・税務のQ & A！

テーマ 『平成28年1月 ジュニアNISAの 未成年者口座開設の申請手続きが開始されます』

ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)が創設され、平成28年4月1日から開始されます。この非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。その未成年者口座開設の申請手続きが平成28年1月から開始されますので、ジュニアNISAとはどのようなものかを見ていきましょう。

ジュニアNISAとは・・・？

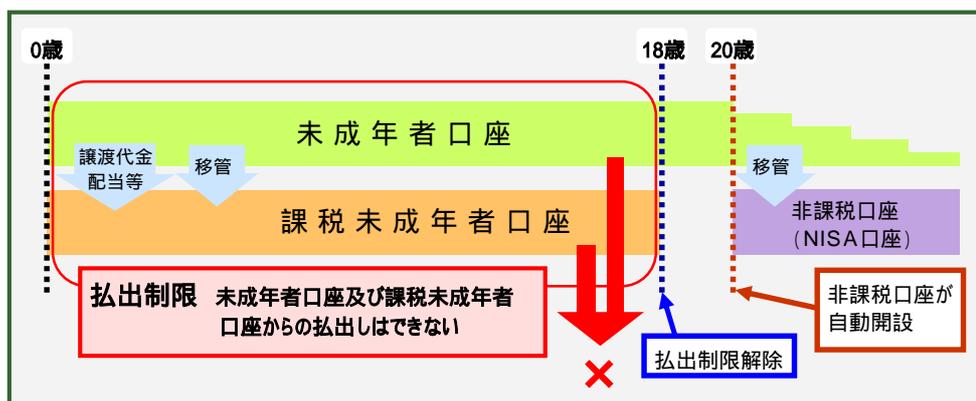
ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)は、20歳未満(口座開設の年の1月1日現在)又はその年に出生した居住者等(居住者又は恒久的施設を有する非居住者)を対象として、平成28年から平成35年までの間に、未成年者口座で取得した上場株式等(投資額は年間80万円が上限)について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた年から最長5年間非課税(非課税期間)とされる制度です。

ジュニア NISA	非課税対象	20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
	開設者	口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
	年間投資上限	80万円(1非課税管理勘定における投資額の上限額)
	非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年間)
	口座開設可能期間	平成28年4月1日から平成35年12月31日までの8年間
	非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
	金融商品取引業者等の変更	変更不可(1人につき1口座のみ)
	払出制限	その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しは不可

未成年者口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失と、未成年者口座以外の保管口座(特定口座や一般口座)で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

ジュニアNISAには現行のNISAとは異なり払出制限があるようですが、それはどのようなものでしょうか・・・？

ジュニアNISAの払出制限とは、未成年者口座内の上場株式等は、未成年者口座を開設した居住者等が**その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは**、原則として課税未成年者口座以外の保管口座に**払い出すことはできない**というものです。



もし、基準年前の払出しなど契約不履行等事由が生じた場合は...？

それまでに未成年者口座において生じた所得について、**非課税措置の適用がなかったものとされ**、契約不履行等事由発生日の属する年分の所得として**課税**されます。

契約不履行等事由が生じた時に未成年者口座は廃止され、その廃止の際に、譲渡又は支払があったものとみなして計算した譲渡益又は配当等に対して源泉徴収がされます。(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

(その源泉徴収がされた未成年者口座内の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、確定申告不要制度を適用できます)

契約不履行等事由

各口座内の上場株式等又は預貯金等の課税未成年者口座以外への払出しをしたこと (上場廃止等事由による払出しなどは除く)
各口座内の上場株式等の各口座管理契約に定められた方法以外による譲渡(合併・分割等によるものを除く)又は贈与をしたこと
各口座内の上場株式等の譲渡の対価又は配当等(合併・分割などによる譲渡の対価や発行者から直接交付される配当等を除く)について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしないこと
各口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものを除く)をしたこと

ジュニアNISAの課税未成年者口座とはどのようなものですか・・・？

課税未成年者口座とは、未成年者口座の非課税期間中に生じた上場株式等の譲渡代金及び配当等並びに他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定へ移管しなかった上場株式等を受け入れるための口座をいいます。(未成年者口座の開設と同時に設けられるものに限られます。)なお、課税未成年者口座において管理されている上場株式等については、非課税措置の適用はありません。

(未成年者口座開設時に既に開設されている特定口座等は、課税未成年者口座とすることはできません。)

非課税管理勘定の設定期間が終了したら、その後はどうなりますか・・・？

非課税管理勘定の設定期間が終了した場合(平成36年以降)には、非課税管理勘定へ受け入れていた上場株式等を継続管理勘定(平成40年まで設定可能)へ移管(移管時の時価80万円まで)することにより未成年者口座を開設した方が20歳になるまで非課税の適用を受けることができます。

未成年者口座の開設に関する手続きはどのようにしたらよいのですか・・・？

未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する場合は、金融商品取引業者等に以下の書類の提出又は提示等をする必要があります。未成年者口座は、1人につき1口座のみ開設することができます。



平成27年12月の国税庁『ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の手続に関するQ&A』より抜粋しています。詳細に関しては、Q&Aをご確認ください。

平成27年度
税制改正

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

平成27年度税制改正にて、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。これにより、該当する方はその年の翌年3月15日までに「財産債務調書」を所轄税務署へ提出しなければなりません。改正後、**最初の財産債務調書の提出期限は、平成28年3月15日(火)**となりますので、ご注意ください。

「財産債務調書」を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で

その年分の総所得金額及び山林所得金額の**合計額が2千万円を超える**かつ

その年の12月31日において、その価額の**合計額が3億円以上の財産**又はその価額の**合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方

左記に該当する方は税務署へ「財産債務調書」の提出が必要となります。

ここ
チュ〜モク!

平成27年分が上記に該当する場合は、**平成28年3月15日(火)までに提出しなければなりません。**ご自身が該当していると思われる方は、弊所担当者へお早目にご連絡ください。



国税庁ホームページには、制度についてのQ&Aや、調書及び合計表の様式等が掲載されております。詳細についてはそちらをご確認ください。 国税庁ホームページ URL: <http://www.nta.go.jp>

詳しくは、事務所通信190号(平成27年8月号)Q&Aにも掲載しておりますのでご確認ください。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の生命保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策についてご紹介するコーナーです

～ マイナンバー制度への対応 ～

漏洩リスクが高いことから**番号法**によりその**取得・利用・廃棄**まで厳格な管理が**義務付けられています**

2016年1月スタート

外部からのリスク

・盗難
・不正アクセス
・サイバー攻撃
など

個人情報
取扱事業者

内部でのリスク

・紛失
・置き忘れ
・メール誤送信
など

賠償責任に関する補償

弁護士報酬費用・損害賠償・訴訟費用など

* 上記のような**新制度のスタートに伴い、新たな損害賠償リスクに対応する必要があります。**様々なリスク対応に保険制度を活用するのも重要な判断です。担当者にお声掛け下さい

～ メンタルヘルス対策の強化 ～

労働安全衛生法の一部を改正する

* 通称 = ストレスチェック義務化法案
従業員50名以上のすべての事業所

2015年12月スタート

- ・事業者による方針の説明
- ・労働者に説明、情報提供
- ・医師、保健師によるストレスチェック
- ・チェック結果を直接通知
- ・集团的分析結果を事業者に通知
- ・職場環境の改善に活用する



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味や
はまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：エコドライブ

私の趣味はドライブです。週末は遠方の実家へ帰ることが多く、好きな音楽やラジオを聴きながら、のんびり長距離ドライブを楽しんでいます。

最近運転をしていて気になるのがガソリンスタンドの閉店が多いことです。理由としては消防法の改正で40年超の石油タンクの改修が義務化され、改修費用と将来の経営を考え廃業を選択しているといわれます。しかし何よりの理由はガソリンが売れないことです。最近では軽自動車やハイブリッド車などの低燃費自動車が新車販売の中心となっていることから、給油回数が減りガソリン需要自体が減少傾向にあるようです。技術革新によって繁栄する産業と衰退する産業が出てくる歴史は繰り返していきます。

そういう私も昨年ハイブリッド車に乗り換えて、5割ほど燃費も向上して低燃費車の恩恵をしみじみ感じています。しかも以前に比べ常にエネルギーモニターを気にしながら、なるべくエンジンでの走行を少なくするなど

今月の担当：監査部 **南條 靖弘**

エコドライブに気をつけ運転の仕方も変わってきました。

エコドライブは、急発進をしない、加減速を少なくする、エンブレキを多用する、エアコンの使用を控えめにする、無用なアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ、不要な荷物を積まないなどです。エコドライブする前の運転技術にもよりますが、一般的に20%近くは向上するといわれています。

私が小学生の頃の授業で石油はあと30年で採れなくなると聞いたのをおぼえています。あれから30年以上経ちますが今も問題なく石油が使われています。シェールオイルなどの採掘技術の進歩や、採掘できる場所が増えて、採掘量も増えているようです。しかし限りある資源ですので、これからも環境に配慮した安全運転を心掛けたいと思います。



サービス付き高齢者向け住宅 架け橋 デイサービス 架け橋

社会福祉法人 慈愛会

医療と福祉をつなぐ橋 「架け橋」
人と人とをつなぐ 「架け橋」
あたたかみのある楽しいひと時をお届けします



快適な日常生活を送るために、専門のケアスタッフが相談助言を行います。また、管理栄養士の管理のもとバランスの取れた食事を提供いたします。(治療食にも対応できます)

・月額利用料(30日の場合)

部屋タイプ	料金	(課税込み額)
Aタイプ	160,000円	(169,920円)
Bタイプ	169,000円	(178,920円)
Cタイプ	182,000円	(191,920円)

住宅と今村病院と空中廊下で結び連携した支援(医療・看護・介護)体制をとっております。

入居一時金も必要ありません



鹿児島市中心街に位置し、今村病院に併設しており、医療が必要な方も安心して生活できます。

サービス付き高齢者向け住宅「架け橋」に併設された介護保険事業の一つです。住宅内で介護が必要な際、入浴介助や、食事提供などを行なっています。施設内の生活支援は限りがあるため、デイサービスを利用していただき介護を受けながら、他の利用者との交流を図っていただくことで孤立を解消していくことなどを目的としています。また、機能訓練も行えるよう週4回専属の機能訓練員を立て援助いたします。架け橋入居者以外のデイサービス利用者の受け入れも行っており、生活支援いたします。

社会福祉法人 慈愛会 お問い合わせ先
サービス付き高齢者向け住宅「架け橋」
鹿児島市堀江町3-3 ウエルネスじあいビル5階
TEL 099-219-3853 FAX 099-219-3854

随想 「まねる・まなぶ・まさる」

上川路美恵野



あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

今年はずる年です。平川動物園にも沢山のサルたちがいて見比べるのも楽しいものです。

数年前に死んでしまいましたが、エミさんというオランウータンは、布や段ボールなどを頭にかぶるくせがありました。ひょいとジャンパーなどをかぶってどっしりと座っている姿は、日向ぼっこのようで愛嬌たっぷりでした。サルの中でもオランウータンやゴリラ、チンパンジーなどの類人猿はヒトに近いと言われていますが、やはり仕草や表情などがニホンザルなどに比べて人間っぽく感じます。

類人猿を表す英語はapeで、「まねる」という意味もあります。

「まねる」は、「まなぶ」の語源です。「学ぶ(まなぶ)」は「真似ぶ(まねぶ)」ことであって、手本となるものをまねて習い覚えていくということです。

「まねる」というと去年も何かと話題となった盗作を想起したり、「猿まね」などと揶揄されたりすることも多く、悪い印象もありますが、人のものを自分の中で消化できず、他人のものをそのまま使ってしまうことが問題なのだと思います。

良いな、と思ったものは、まずはまねてみて、本質を理解できるまで繰り返し習い考えて自分自身のものとしていったとき「まね」が「まなび」に変わるのでしょ。

「素敵だな」「良いな」と感じた時、素直に「真似したい」と思い、実行することが自分の学びにつながります。周囲の人たちを含め、自然までもがすべてが先生であるという当たり前の事を忘れない謙虚な姿勢を持ち続けていきたいと思っています。

さて、「真猿(まさる)」は猿の古名で、「魔去る」や「勝」に掛けて縁起の良い言葉として使われています。

「まねる」ことは「まなぶ」こと、そして「まなぶ」ことで去年より今年、昨日より今日の自分が「まさる」ことが出来ます。最近、一年一年が早くであっという間に過ぎ去ってしまいます。良く学び、成長できる年にしたいと思う年の初めです。



あずき煮る湯気満ち鏡餅ひらく

美恵野

謹
賀
新
年



あけましておめでとうございます。今年の干支の『申(猿)』は病や厄が「去る」といわれもあり、「難が去る」「悪縁が去る」「災いが去る」などの語呂合わせから、猿のお守りは災難除けのお守りといわれています。
2016年の7つのキーワードを柱とし、お客様の良き理解者としてサポートしていけるよう邁進してまいりますので、今年もどうぞよろしく願いいたします。

百年の時代を駆ける会計事務所へ To the next stage ~お客様と3事務所と共に~

上川路会計事務所 2016年の7つのキーワード

New!

- 初志貫徹** ... 初めに思い立った願望や志をくじけずに最後まで貫き通すこと。
- 知足安分** ... 高望みをせず、自分の境遇に満足すること。
- 信賞必罰** ... 功績があれば必ず賞を与え、罪があれば必ず罰すること。
- 脚下照顧** ... 足もとに気をつけよの意。自己反省、または日常生活の直視を促す語。
- 担雪埋井** ... 繰り返し努力することによって成し得ること。
- 凡事徹底** ... 基本的なことをしっかりと徹底して行うこと。
- 牛歩前進** ... ゆっくりでも一歩ずつ確実に進むこと。



編集後記

あけましておめでとうございます。
今年は例年よりも暖冬で、年末という実感も湧かないままお正月を迎えました。お雑煮を食べて、箱根駅伝を観て、初詣に行ってやっとお正月を迎えたような気がします。今年も皆様にとって健やかで実りあふれる年となりますようお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします！

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400
E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

New! URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>



HPが新しく
なりました！

上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

